**控訴事件等について保管金による郵便料の納付を希望される方へ**

　東京地方裁判所民事部

　標記の郵便料の納付は所定の期限までに手続を行ってください（所定の期限は，事件係の窓口で保管金提出書等の交付を受けた場合は，交付を受けた日の翌日から起算して1週間以内，事件係から郵送で保管金提出書等の交付を受けた場合は，同封の連絡文書に記載された日となります。）。所定の期限経過後は，東京地方裁判所での納付を受け入れる手続が取り消され，当庁での納付手続ができなくなります。受入手続が取り消された後に銀行振込を行った場合，振込金の返還を受けるためには，振込金返還請求等の手続を経ることになり，この場合は手数料が掛かることがありますので注意してください。

　受入手続が取り消された後は，東京高等裁判所（又は知的財産高等裁判所）に事件記録が送付され，担当部が決まった後に，改めて保管金提出書の交付を受けて納付手続を行ってください。